

## 「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」報告書を踏まえた主な取組状況

### ○「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」の報告書の公表（平成 24 年 8 月）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB廃棄物特別措置法」という。）の施行後 10 年が経過したことを機に、平成 23 年 10 月より環境省において、有識者により構成される「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」を設置し、施行状況及び今後の処理推進策について検討し、平成 24 年 8 月に報告書を公表した。

⇒別紙 1 に検討委員会の委員等の名簿、別紙 2 に報告書の概要を示す。

### ○ 無害化処理認定施設における処理対象物を拡大（平成 24 年 8 月告示改正）

報告書において、従前の微量 PCB 汚染廃電気機器等に加え、それ以外の PCB 濃度が 5,000mg/kg 以下の PCB 廃棄物を無害化処理認定施設における処理対象物とすることが適当であるとされ、関連告示の改正を行った。

⇒別紙 3 に概要、別紙 4 に告示改正の新旧対照表を示す。

### ○ PCB 廃棄物の処分の期間の延長（平成 24 年 12 月 7 日閣議決定）

PCB 廃棄物特別措置法第 10 条に基づく、事業者による PCB 廃棄物の処分の期間について、平成 39 年 3 月 31 日まで延長した。

⇒別紙 5 に施行令改正の新旧対照表を示す。

### ○ 今後の予定

PCB 廃棄物特別措置法第 6 条に基づく、PCB 廃棄物処理基本計画の改訂に向け、関係機関等との調整を行う。また、報告書で示された課題（処理技術に関する課題や、保管場所での適正保管の確保）について、関係機関と連携しつつ、具体的な対策の検討を行い、随時必要な措置を講じる。

## P C B 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会 委員等名簿

## 【委員】

浅野 直人 福岡大学法学部 教授  
 飯干 克彦 一般社団法人 日本電機工業会 P C B 処理検討委員会 委員長  
 伊規須 英輝 社会医療法人大成会 福岡中央総合健診センター施設長  
 織 朱實 関東学院大学法学部 教授  
 影山 嘉宏 電気事業連合会 環境専門委員会 委員  
 川本 克也 国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター 副センター長  
 鬼沢 良子 N P O 法人持続可能な社会をつくる元気ネット事務局長  
 酒井 伸一 京都大学環境科学センター長・教授  
 田中 勝 鳥取環境大学サステイナビリティ研究所 所長  
 田辺 信介 愛媛大学特別荣誉教授  
 田和 健次 石油連盟 技術環境安全部長

(第 1 回～第 6 回 横山 健一 石油連盟 環境専門委員会 委員)

築谷 尚嗣 兵庫県農政環境部環境部長  
 ○永田 勝也 早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科 教授  
 本多 清之 日本鉄鋼連盟 環境保全委員会 化学物質分科会 主査  
 森田 昌敏 愛媛大学農学部 客員教授

(○は座長)

## 【PCB 処理監視委員会委員長等】

眞柄 泰基 北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議 委員長  
 (学校法人トキワ松学園 理事長)  
 中杉 修身 東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業環境安全委員会 委員長  
 (元 上智大学大学院地球環境学研究科 教授)  
 松田 仁樹 豊田市 PCB 処理安全監視委員会 委員長  
 (名古屋大学大学院工学研究科 教授)  
 上野 仁 大阪市 PCB 廃棄物処理事業監視会議 座長  
 (摂南大学薬学部 教授)

(第 2 回～第 4 回 福永 勲 元 大阪人間科学大学 教授)

浅岡 佐知夫 北九州市 PCB 処理監視会議 座長  
 (北九州市立大学国際環境工学部 特任教授)

## 【オブザーバー】

日本環境安全事業株式会社

日本環境安全事業株式会社の事業所が立地する自治体

北海道、室蘭市、東京都、江東区、豊田市、愛知県、大阪市、大阪府、北九州市、  
福岡県

経済産業省

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

# 「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」報告書

別紙2

- 1970年代より民間によりPCB処理施設の立地の取組がなされるが、実現せず。
- 国際的には、ストックホルム条約で平成40年までの処理が求められている。



- PCB廃棄物特別措置法(平成13年施行)により、国が中心となって、JESCOを活用して施設整備
- 処理期限までの処理を義務づけ(政令で平成28年と規定)

## ① 高圧トランス・コンデンサ等



高圧トランス 高圧コンデンサ

約34万台

JESCOが5地域で処理  
(北海道、東京、豊田、大阪、北九州)

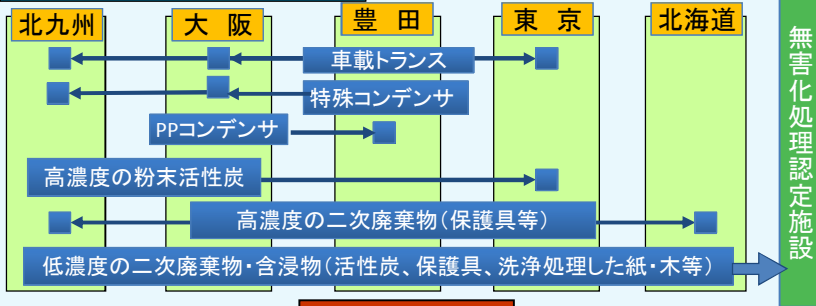
- 想定よりも遅れが生じている(28年までに7~8割の処理は完了する見込み)
- 処理施設稼働後に明らかになった課題への対応。
- 特に、PCBの揮発性が想定を上回り作業に制約が生じた。作業改善、設備の追加等により対応してきた。
- 保管を始めてから40年近く経っており、処理対象機器が老朽化しており、処理に手間がかかる。

安全性を最優先し、確実な処理を推進している

### 処理推進策

1. 処理施設の改造 大阪、豊田、東京、北海道

2. 他事業所の得意能力の活用



無害化処理認定施設

- 処理体制と処理期間について、JESCO試案を参考に、環境省・JESCOにおいて更に検討を行うとともに、関係者への説明を十分を行った上で実施することが必要。

### 地元地域との連携・協力

処理施設の地元地域の貢献を国全体として強く認識し支援協力

### 保管場所での適正な保管

- 保管場所での漏えい・紛失等の対策強化
- 未届出者の掘り起こし、使用中機器の対策

## ② 安定器等・汚染物



約600万個



JESCOが処理

- 北九州のみで処理が開始。
- 北海道は建設中
- 東京・豊田・大阪は、処理の見込みが立っていない。
- 汚染物には、汚泥など低濃度のものが多い。

### 処理推進策

- 豊田・東京・大阪事業エリアにおける処理体制の確保に具体的に取り組む。
- 北九州・北海道事業所については、自エリアの処理終了の見通しが立った時点で、全国の処理状況を踏まえ処理体制の方向性について判断。
- 低濃度のPCB汚染物については、無害化処理認定施設の処理対象に位置づけ。

- 東京・豊田・大阪地域の処理体制を確保するため、環境省と自治体の協議の場を設ける。

### 無害化処理認定施設の活用

- 5,000mg/kg以下のPCB廃棄物を処理対象に。
- 知事許可施設の燃焼温度要件の検討

## ③ 微量PCB汚染廃電気機器等



トランス・コンデンサ  
約160万台

OFケーブル  
1,400km

民間の認定事業者が処理

- 法施行後の平成14年度に存在が判明
- ①・②と比較すると、濃度が低く、焼却処理による体制を確保
- 平成21年度から大臣認定処理施設による処理に着手

### 処理推進策

- 処理施設の増強が必要
- 絶縁油のみの処理施設が多いため、筐体の処理が可能な施設の認定を増やす必要

- 処理に着手されたばかり。処理に最も時間がかかる見込み。

### その他

- PCB廃棄物処理の重要性を周知
- 途上国等への支援

処理期限の検討



- 関係者が努力しPCB全体(①~③)の処理完了が見込まれる期限まで延長
- 処理に最も時間がかかるのは、③微量PCB汚染廃電気機器等
- 少なくともストックホルム条約で求められている年限(平成40年)までに処理が完了できるようにすべき。(処理期限は、これに2年程度の余裕を見込み設定する必要)

## 無害化処理認定施設における処理対象物の拡大について

	従来の処理対象物 (2009年告示改正)	2012年8月の告示改正により追加
廃PCB等	微量PCB汚染絶縁油	PCBの量が廃PCB等1kgにつき5,000mg以下のもの
PCB汚染物	「微量PCB汚染絶縁油」が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずであって、塗布され、又は染み込んだPCBの量が1kgにつき5,000mg以下のもの</li> <li>● 廃プラスチック類であって、付着し、又は封入されているPCBの量が1kgにつき5,000mg以下のもの</li> <li>● 金属くず、陶磁器くず、コンクリート破片等不要物(金属くず等)であって、PCBの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物1kgにつき5,000mg以下のもの</li> </ul>
PCB処理物	上記に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃油であって、PCBの量が1kgにつき5,000mg以下のもの</li> <li>● 廃酸又は廃アルカリであって、含まれるPCBの量が1kgにつき5,000mg以下のもの</li> <li>● 汚泥、紙くず、木くず又は繊維であって、塗布され、又は染み込んだPCBの量が1kgにつき5,000mg以下のもの</li> <li>● 廃プラスチック類のであって、付着しているPCBの量が1kgにつき5,000mg以下のもの</li> <li>● 金属くず等であって、PCBの量が金属くず等に付着している物1kgにつき5,000mg以下のもの</li> </ul>

○ 無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年七月環境省告示第九十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の二十四の環境大臣が定める産業廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一 廃ポリ塩化ビフェニル等（令第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であつて、微量のポリ塩化ビフェニルによつて汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの</p> <p>ロ ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）</p> <p>ニ ポリ塩化ビフェニル汚染物（令第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。）のうち、次に掲げるものの</p> <p>イ 微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの</p> <p>ロ 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の二十四の環境大臣が定める産業廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一 廃ポリ塩化ビフェニル等（令第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。）（電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であつて、微量のポリ塩化ビフェニルによつて汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったものに限る。）</p> <p>ニ ポリ塩化ビフェニル汚染物（令第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。）（微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものに限る。）</p>

塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ハ 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ニ 金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下この号及び次号において「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

三 ポリ塩化ビフェニル処理物（令第二条の四第五号ハに規定するポリ塩化ビフェニル処理物をいう。）のうち、次に掲げるものの

イ 第一号イ又は前号イに掲げる廃棄物を処分するために処理したもの

ロ 廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ハ 廃酸又は廃アルカリのうち、当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃酸又は廃アルカリ一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

三 ポリ塩化ビフェニル処理物（令第二条の四第五号ハに規定するポリ塩化ビフェニル処理物をいう。）（前二号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものに限る。）

ニ 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ホ 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ヘ 金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ト イからへまでに掲げるもの以外のものであって、当該ポリ塩化ビフェニル処理物に含まれるポリ塩化ビフェニルの量がポリ塩化ビフェニル処理物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの

四・五（略）

四・五（略）



ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文  
 ◎ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第二百十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>（処分の期間）                  第三条 法第十条の政令で定める期間は、法の施行の日から平成三十九年三月三十一日までとする。</p>
<p>現行</p>	<p>（処分の期間）                  第三条 法第十条の政令で定める期間は、法の施行の日から起算して十五年とする。</p>